

九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.210

2013(平成25)年 3月 6日(水)発行



<寒さ厳しい冬でした。でも、もう春です！元気を出しましょう！桜の開花も早まるそうです！>



『早春賦』
一 春は名のみ風の寒さや。谷の鶯歌は思えど 時にあらずと声も立てず。時にあらずと声も立てず。 二 氷解け去り葦は角ぐむ。さては時ぞと思ふあやにく 今日もきのうも雪の空。今日もきのうも雪の空。 三 春と聞かねば知らでありしを。聞けば急かる胸の思いを いかにせよとのこの頃か。 いかにせよとのこの頃か。

憲法改訂が加速化 ◆2月23日付「河北新報」社説より◆



「憲法96条改正は、スポーツのルールを勝手に変えるようなもの」

河北新報社説：憲法96条／統治者には拘束が必要だ

スポーツで、試合のルールを自分に有利なように変更することは許されない。

例えば野球で、貧打に悩むチームが「三振」を「四振」に変えてくれと相手チームに持ち掛けても、通るはずがなかろう。

憲法改正手続きをめぐる、安倍晋三首相がルール変更の必要性を繰り返し主張している。理由は「ハードルが高すぎる」。

最高権力者が簡単に緩和を口にするようでは、専横とのそしりは免れない。何より、立憲主義に対する理解不足を疑われても仕方がない。

首相が改憲を志向することの是非は、あえて問わない。だが、衆院選大勝の余勢を駆ってルール変更に関することは無謀であり、国民的理解も得られない。

議論になっているのは、憲法改正手続きについて規定している96条。改憲には衆参両院とも総員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、承認には「国民投票で過半数の賛成が必要」としている。

首相はかねて96条を問題視してきた。衆院選前には「たった3分の1を超える国会議員の反対で、発議できないのはおかしい。そういう(改憲に消極的な)横柄な議員には退場してもらおう選挙を行うべきだ」と述べた。

発議に「3分の2以上」という特別多数を求めている点で、日本国憲法は「硬性憲法」といわれる。自民党など改憲肯定派は、これを過半数という単純多数に引き下げることで、改憲に向けた環境整備を図る

うとしている。「軟性憲法」化だ。

仙台市出身の憲法学者、樋口陽一東大名誉教授は「憲法は権力を持っている人たちを縛り、持たない人の自由を確保するのが主眼」と述べている。

統治者を拘束する国の最高法規であるからこそ、発議要件は厳格に。これが「硬性」に込められたメッセージだろう。

発議要件を過半数とした場合、確かに発議は容易になる。だが、今度は政権交代があるたびに与党の意向でいとも簡単に改廃できるようになる。

「不磨」と同様、「朝令暮改」も憲法を害する行為であることを指摘しておきたい。

首相にとってのジレンマは96条を変えるにしても、差し当たりは現行の規定に沿って事を進めなければならないことだ。つまり、衆参で3分の2以上の改憲勢力を確保する必要がある。

自民、公明両党は衆院で325議席を獲得。数字上は可能だが、公明党は発議要件の緩和に慎重だ。このため、改憲に前向きな日本維新の会などとの連携を視野に入れる。

焦点は参院だ。自民党はことし夏の参院選で「ねじれ状態」の解消はもちろんのこと、民主党内にも一定数いる憲法改正派を糾合して、改憲を政治日程に載せる戦略を描いている。

であるなら、参院選を「憲法とは何か」という根底的な問いをめぐる国民的議論の場としなければならない。

「横柄な議員」とは誰のことを言うのか、見極めるのは私たち国民である。



■『河北新報』は明治30年創刊、明治維新以後「白河以北一山百文」と卑下された東北の意地を示すために『河北新報』と名づけた■本社は仙台、44万部発行(『福島民報』は1992年30万部)。宮城県では70%の世帯購読率■東北一の新聞社が、社説で堂々と私たち国民の「憲法改正についての疑問」の声を代弁してくれています■この社説は、福島市の本会会員Mさんが教えてくださいました。■ご承知のように、この社説の中の

○「立憲主義」とは「憲法が、国家や政府の権力を抑制し、国家の暴走を防いで国民の権利を守る法。一般の法律は、具体的に国民の生活を制限し、社会の秩序を維持するためのもの」ということ。国会議員こそが憲法99条で憲法を守る義務があります。この中学生でも知っている常識を、政治家たちは知っていても無視しています。日本の政治も経済もアメリカの戦略下にあります。

○国会議員さんに、「憲法を護って・改憲しないで」と、メールやFAXで訴えましょう○特に結党以来「平和」をめざしてきた「公明党」が今、歴史的キー・パーソンとされています。



1945
クリスマス

読書案内

『1945年

のクリスマス』ヘアテ・シロ・ゴードン・柏書房 ¥1,835
アメリカ女性ヘアテさんは22歳の1945年12月24日再来日。憲法24条「個人の尊厳と両性の平等」実現のため努力。昨年12月30日89歳で死去。(会報No.64で紹介)ところが自民党改憲草案ではこの「24条」は全面削除。野田聖子、高市早苗氏などの自民党女性議員さん、それでいいのですか。

『テレビは原発事故をどう伝えたのか』伊藤守・平凡社新書 ¥780+税

大震災の3月11日から17日まで、各テレビ局は30分圏内に入らず、報道は政府や東電の発表をたれ流すだけでした。

『この国はどこで間違えたのか』徳間書店 ¥1,600+税

内田樹・小熊英二・開沼博・佐藤栄佐久・佐野眞一・清水修二・広井良典・辺見庸があつく語る!

『小児科医が診た放射能と子どもたち』小児科医山田真・クレヨンハウス ¥500+税

森永ヒ素ミルク中毒事件など公害に40年以上取り組み、現在福島で「子ども健康相談会」を開催している医師の著書。

『城南信用金庫の「脱原発」宣言』吉原毅・クレヨンハウス ¥500+税

震災直後から「脱原発宣言」を訴える経営哲学に感激し、城南信金に口座を設けたり移した方も多そうです。

3.11東日本大震災・原発事故・私の体験 23

南相馬の地域維持のため 会社経営を続けます

高橋美加子さんは、本会会員で監事です。会報No.208の会計監査は、高橋さんに行っていただきました。▼3月5日『朝日新聞』より



原発の経済価値見えぬ

北洋舎クリーニング・高橋美加子社長 (福島・南相馬)

売り上げは、震災前には戻りました。まだ開店できていないテナント店を除く6店だけの営業で、原発事故で避難して戻ってこない人がいるのにもかかわらず、です。

東京電力から賠償金をもらっています。でも、会計上は「雑収入」として扱われます。だから黒字になるのですが、かなりの額を税金で持って行かれてしま

たい。平常時の会社と同じ扱いにされては困ります。原発を稼働させなければ電気代が高くなる、と言われま

ライバルの店が減った、ということでしょうか。私もいったん、原発事故後は福島市や仙台市に逃げました。でも、1週間ほどで戻り、店を開けました。クリーニング店がみんな閉まっていたので、地域から「店を開けてほしい」という声があったのです。

この南相馬という地域を維持するため、ここで会社を運営し続けます。でも、風評被害がすすまじい。この地の将来が見えてこない。なので、これから会社をどう発展させていくのか、まだ考えられない。せめて賠償金を少しでも内部留保しておく、将来に備え

に考えてはいけな

1948年創業で、高橋さんは2代目。年商はおよそ1億円。従業員を募集しても集まらず、人員不足に悩む。

江戸時代初め、小高から相馬中村に居城を移したのは「慶長津波」が原因か?

相馬中村藩、1611(慶長16)年12月2日、相馬氏は居城を小高から相馬中村に移します。それは2ヶ月前の10月28日、「海辺生波ニテ相馬領ノ者七百人溺死」と「津波で700人死亡」の記録(『相馬藩世紀』)があり、大津波が一原因だったようです。

(昨年発刊の、近衛龍春『慶長・元和大津波 奥州相馬藩戦記』毎日新聞社にも詳しいそうです)同時に仙台の伊達藩も大被害を受け、それら歴史的な教訓から「東北電力・女川原発」は高台14.8mそのままに原発を建設。傲慢な「東京電力・福島原発」は相双の歴史を軽視して、営利のため35mの海岸段丘を25mも削り10mに原発を建設。2006年3月の国会での追及も全く無視していたのです。

